

被災動物救護計画

静岡市

静岡市獣医師会

一般社団法人静岡県動物保護協会静岡支部

公益社団法人日本愛玩動物協会

目 次

【一般対策編】

| | | |
|-----|-------------------------|-----|
| 第1項 | 総論 | (頁) |
| 1 | 計画の趣旨 | 1 |
| 2 | 基本方針 | 1 |
| 3 | 被災想定 | 2 |
| 第2項 | 平常時対策 | |
| 1 | 飼育者に対する教育 | 2 |
| 2 | 救護対策の支援と調整 | 2 |
| 3 | ボランティア団体等の情報収集 | 2 |
| 4 | 市民に対する救護意識の啓発普及（市民への広報） | 2 |
| 第3項 | 救護対策整備計画 | |
| 1 | 情報連絡体制の整備 | 3 |
| 2 | 動物救護対策会議の開催 | 3 |
| 第4項 | 災害応急対策 | |
| 1 | 被災動物の把握 | 3 |
| 2 | 対策本部の設置 | 3 |
| 3 | 組織体制 | 4 |
| 4 | 動物救護センター | 4 |
| 5 | 短期間保管施設 | 5 |

【別 表】

| | |
|---------------|---|
| 動物救護対策に関する団体等 | 6 |
|---------------|---|

【資料編】

| | |
|-----------------|---|
| 静岡市動物救護対策本部設置要領 | 7 |
|-----------------|---|

【 一 般 対 策 編 】

第1項 総論

1 計画の趣旨

この計画は、大規模災害を想定し、静岡市において今後対応していく動物の救護対策（以下「救護対策」という。）について計画を定めるものである。

(1) 計画の目的

この計画は、静岡市における大規模災害発生に係る市民が飼育する動物（特定動物を除く。以下、同じ。）の被災に対し、平常時に実施する対策（以下「平常時対策」という。）、被災対策上整備すべき動物救護計画（以下「救護対策整備計画」という。）及び災害発生時に実施する救護対策（以下「災害応急対策」という。）について定め、これを推進することにより、市民の所有する動物の生命を大規模災害から保護することにより市民生活の安全を確保することを目的とする。

(2) 計画の性格

この計画は、静岡市及び静岡市獣医師会（以下「市獣医師会」という。）が中心となって、大規模災害の発生に係る救護対策に取り組むための基本方針となるものである。

(3) 計画の構成

この計画は次の4項からなる。

① 第1項 総論

この計画の趣旨、基本方針、被災想定など計画の基本となる事項を示す。

② 第2項 平常時対策

平常時の飼育者等市民への助言や情報収集等、静岡市及び市獣医師会が平常時から備えておくべき事項を示す。

③ 第3項 救護対策整備計画

整備すべき救護対策の種類、内容等を示す。

④ 第4項 災害応急対策

大規模災害が発生した場合の救護対策を示す。

(4) その他、必要な事項

救護活動を行う範囲は、原則として静岡市内で被害を受けた地域（以下「被災地域」という。）とする。

救護活動の対象とする動物は、原則として被災地域で飼育されている犬、猫等の愛玩動物で、明らかに被災により救護を必要としている動物（以下「被災動物」という。）とする。

2 基本方針

動物を生活の伴侶として認識する市民が増える中で、動物愛護の観点から静岡市及び市獣医師会等の役割分担を明確にし、総合的な被災動物の救護体制を整備する。

3 被災想定

市内には約 10 万頭以上の犬と猫が飼育されていると推定される。大規模災害発生により被災する犬と猫の数は、約 1 万頭と想定される。

第 2 項 平常時対策

大規模災害発生時に、的確な救護対策が講じられるようにするため、平常時に行う静岡市及び市獣医師会等の役割等については、次のとおりとする。

1 飼育者に対する教育

市獣医師会は、災害時に、飼育している動物を伴って避難すること（以下「同行避難」という。）によって、その動物による人への危害、避難所でのトラブルを防止するために、避難所生活を想定した飼育方法、しつけの仕方について「飼い方教室」や「しつけ方教室」を開催して災害時に適切な対応ができるような飼育者を育成する。

避難所生活を想定したペットフードや水と共に常備薬等の備蓄、定期的な予防注射の実施を飼育者に進める。

また、迷子の被災動物を保護した際、飼い主が判明しやすくするようにマイクロチップや身元証明となる物の導入を推進する。

2 救護対策の支援と調整

静岡市は、市獣医師会、動物関係団体等が実施する平常時対策及び災害発生時の救護対策の支援、調整を行う。

3 ボランティア団体等の情報収集

静岡市は、動物ボランティアの受け入れに関して、事前にボランティアセンターと協議しておく。

4 市民に対する救護意識の啓発普及（市民への広報）

静岡市は、市民に対し、被災時の動物救護意識の啓発普及に努める。

地域の防災計画のひとつとして組み込み、自治会（町内会）との話し合いを通じて取り組みへの理解を推進する。手順として、静岡市が自治会（町内会）に対して動物救護の考え方（精神）について説明することにより、取り組みへの理解や同行避難の必要性等について啓発する。これらの活動を通じて災害時の同行避難を理解してもらい、自治会（町内会）の避難訓練に取り入れ、同行避難の普及に努める。

第3項 救護対策整備計画

大規模災害発生時、ただちに救護対策を実施するため、静岡市及び市獣医師会が主体となって構築、整備すべき必要な体制等については、次のとおりとする。

1 情報連絡体制の整備

大規模災害による動物の被災状況の情報を収集し、的確かつ迅速な動物救護を実施するため、静岡市及び市獣医師会等は、各組織間の連絡体制を整備する。

2 動物救護対策会議の開催

静岡市及び市獣医師会等は、救護対策を協議するため、次に掲げる静岡市動物救護対策会議（以下「対策会議」という。）を毎年1回以上定期的に開催する。

(1) 組織

- ① 対策会議は、静岡市、市獣医師会、静岡県動物保護協会静岡支部、(公社)日本愛玩動物協会静岡県支部により組織する。
- ② 対策会議の会長は、市獣医師会の会長がこれにあたり、会議の議長となる。
- ③ 対策会議の事務局は、静岡市動物指導センター（以下「動物指導センター」という。）内に置く。

(2) 協議事項

対策会議では、災害時における被害想定に対応した動物の災害応急対策を検討する。

第4項 災害応急対策

大規模災害時に実施する動物救護の活動は、次のとおりとする。

1 被災動物の把握

静岡市は、情報連絡体制により、被災した動物の頭数、被災状態等について可能な限り調査し情報を収集する。

2 対策本部の設置

対策会議の会長又は事務局は、速やかに会議を招集し、災害の規模、被災状況等から勘案して、必要があると判断されるときは、静岡市動物救護対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

3 組織体制

対策本部の本部長は、対策会議の会長がこれにあたり、対策本部には、次の班を設置する。

(1) 動物救護班

この班は、市獣医師会、静岡県動物保護協会静岡支部、その他動物関係団体により組織し、負傷動物の治療、収容動物の健康管理に関する業務を行う。

(2) 動物対策班

この班は、静岡市地域防災計画に連動して動物指導センターにより組織し、被災動物の救護指導に関する次に掲げる業務を行う。

- ア 静岡市災害対策本部との連絡調整、対策本部の庶務事務、並びに、動物ボランティアの受入れ及び調整
- イ ペットフード、消耗品等物資の管理及び配布
- ウ 逸走動物の保護収容
- エ 収容施設の管理及び収容動物の飼育管理
- オ 被災動物、収容動物、死亡動物等に関する問合せ及び相談への対応

4 動物救護センター

対策本部は、災害の規模等に応じて必要がある場合は、被災動物を一定期間保管し、救護活動を行う施設（以下「動物救護センター」という。）を動物指導センター内、動物指導センター北矢部倉庫又は有度山総合公園運動施設に設置し、次のとおり運営する。

(1) 収容能力

動物救護センターの保護収容可能な被災動物の頭数は、全体で250～300頭とする。

(2) 救援活動

動物救護センターは、被災動物について次の業務を実施する。

① 相談窓口の開設

被災動物に関する問い合わせ及び情報提供に応じる。

② 被災動物の保護収容

逸走又は負傷した被災動物の保護収容及び飼育困難となった動物の一時保管をする。

③ 負傷動物の治療

負傷し保護収容した被災動物の治療を行う。

④ 被災動物の飼育

保護収容された被災動物を動物愛護団体及びボランティアの協力を得て飼育管理を行う。

⑤ 同行避難者への支援

同行避難した避難所生活者に対して、ペットフード、消耗品等の配給や飼育管理及び飼育相談等の支援を行う。

⑥ 所有者探し

動物救護センターに保護、収容された所有者不明の動物の所有者探し及び情報提供を行う。

⑦ 譲渡活動

引き取り手の無い被災動物や、所有権放棄された動物の新たな飼育者探しを実施する。

⑧ 死亡動物への対応

死亡動物の状況を把握するとともに、関係する部署とその受入体制について調整する。

5 短期間保管施設

市獣医師会の会員であって診療施設を所有する者は、災害の発生直後に、被災動物のうちで治療のため収容を必要とする動物については、当該診療施設をその収容能力等に応じて一時的な保管施設（短期間保管施設）として対応する。

別表 動物救護対策に関する団体等

| No. | 団体名 <small>開示時は団体名だけを記載する。</small> | 所在地等 <small>敬称略</small> | 連絡先 |
|-----|------------------------------------|-----------------------------|-----------------|
| 1 | 静岡市動物指導センター | 静岡市葵区産女 953 番地 動物指導第 1 係 | 災害時優先 電話（携帯） |
| 2 | 静岡市獣医師会 | 静岡市葵区唐瀬 1-10-8 早馬動物病院 | アマチュア 無線 |
| 3 | (一社) 静岡県動物保護協会静岡支部 | 静岡市葵区産女 953 番地 管理係 | |
| 4 | (公社) 日本愛玩動物協会静岡県支部 | 東京都 (公社) 日本愛玩動物協会 | |
| 5 | スポーツ振興課 | 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 管理係 | |
| 6 | 廃棄物処理課 | 静岡市葵区南沼上 1224 番地 管理係 | |

【 資 料 編 】

静岡市動物救護対策本部設置要領

(目 的)

第1条 この要領は、被災動物救護計画第4項2に基づき設置する、静岡市動物救護対策本部（以下「対策本部」という。）の活動内容等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 対策本部は、次の団体等で構成する。

- (1) 静岡市
 - (2) 静岡市獣医師会（以下「市獣医師会」という。）
 - (3) (一社) 静岡県動物保護協会静岡支部
 - (4) (公社) 日本愛玩動物協会等動物関係団体
- 2 対策本部には本部長を置き、静岡市獣医師会会長がその任にあたる。
- 3 事務局は、静岡市動物指導センター（以下「動物指導センター」という。）に置く。
- 4 事務局は、次の事務を行う。
- (1) 静岡市災害対策本部、関係行政機関及び各種ボランティア団体等との連絡、調整
 - (2) 市獣医師会、ボランティア団体等の活動状況の集計
 - (3) 救援物資の管理及び配布
 - (4) ボランティア活動希望者の登録、派遣調整等
 - (5) 動物救護センターの管理
 - (6) 市内の動物診療施設等での被災動物の収容状況等の把握
 - (7) 被災状況等情報収集
 - (8) 報道機関への対応
 - (9) その他
- 5 対策本部における義援金等資金の管理は、本部長が行う。

(活動内容)

第3条 対策本部は、次の救護活動を行う。

- (1) 相談窓口の開設
- (2) 逸走動物の保護
- (3) 負傷している被災動物の収容、治療、保管
- (4) 飼育困難な被災動物の一時保管
- (5) 避難所などで飼育されている被災動物の種類、数等の把握
- (6) 避難所などで飼育されている被災動物に対するペットフード等の配布及び飼育指導
- (7) 所有権を放棄された被災動物の引取りと処置

- (8) 収容された被災動物の所有者及び新たな飼い主探し並びに情報提供
- (9) 死亡動物への対応
- 2 本活動は被災動物を保護することにより動物を飼育する市民を支援するものであり、原則としてボランティア活動として行う。
- 3 活動の具体的内容については、第2条に規定する各団体の代表者の協議により決定する。
- 4 収容、保護した動物は、第12条に規定する動物救護センターで保管する。

(活動範囲)

第4条 救護活動を行う範囲は、原則として静岡市内で被害を受けた地域とする。

(救護対象動物)

第5条 救護を行う動物は、原則として前条の地域の被災動物とする。

(実施時期)

第6条 救護活動は、大規模災害発生後、被災動物が生じた時に活動を開始し、終期については第3条第1項に規定する活動ごとに、各団体の代表者が協議し、本部長が決定する。

(対策会議)

- 第7条** 本部長は、対策本部の活動内容等について協議を行う必要があるときは、各団体の代表者による会議（以下「対策会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、会議の内容により必要と認める場合は、対策本部の構成団体等以外からも関係者の出席を求めることができる。

(救援物資等保管施設)

第8条 対策本部には、支援団体やボランティアからの支援物資、動物医薬品等を保管するため、次の施設を置く。

- (1) 救援物資保管施設
動物指導センター内に設置する。
- (2) その他
必要に応じて動物指導センター以外の場所に設置する。

(救援物資等の配布)

第9条 事務局は、救援活動の1つとして、必要に応じて被災動物の飼い主に物資の配布を行う。

(連絡体制)

第10条 対策本部及び他の関係機関との連絡体制は、別表のとおりとする。

(他の関係機関等との調整)

第11条 事務局は、救援活動を円滑に実施するため、必要に応じて他の行政機関、動物関係団体等の助言及び協力を得ることとし、そのための連絡調整を行う。

(動物救護センター)

第12条 対策本部は、災害の規模、被災状況から、必要がある場合は、次のとおり被災動物を一定期間保管し、救護活動を行う施設（以下「動物救護センター」という。）を設置する。

(1) 設置場所

動物救護センターは、静岡市が、動物指導センター内、動物指導センター北矢部倉庫又は有度山総合公園運動施設に設置する。

(2) 運営管理

動物救護センターの運営管理は、事務局と市獣医師会が協力して行う。

(3) 収容動物の治療等

動物救護センターに収容される被災動物の治療等の医療行為及び健康管理は、市獣医師会が支援獣医師、ボランティア団体等の協力を得て行う。

(4) 同行避難者への支援

動物救護センターは、被災動物を伴って避難所等において避難生活（同行避難）をしている状況の把握に努め、定期的に巡回して、被災動物の飼育方法や健康管理について指導するとともに、ペットフードの配布等の支援を行う。

(短期間保管施設等への支援)

第13条 対策本部は、被災動物を収容し治療等を行っている獣医師の診療施設（短期間保管施設）に対して、必要に応じた支援を行う。

(ボランティアの活用)

第14条 対策本部は、動物救護活動に係るボランティア活動を行いたい旨の要望に対しては、できる限り協力を依頼するものとし、その受入れ及び調整は事務局が行う。

2 事務局は、当該ボランティアの申し込みを受けたときは登録を行うとともに、動物救護センター内のボランティアの人員配置などボランティア活動が円滑におこなわれるようにする。

(備品及び薬品)

第 15 条 静岡市は、動物指導センター内に動物救護センターの設置に必要なテント及び簡易ケージを備蓄し、常に使用可能な状態としておく。また、被災動物の治療等に必要な備品、薬品等は、市獣医師会に所属する獣医師の診療施設において備蓄しておく。

附 則

- 1 この要領は**年**月**日から施行し、対策本部が終息の確認を行った日に効力を失う。
- 2 この要領の改廃は、対策本部の構成団体の協議により行う。

別表 動物救護対策に関する団体等

| No. | 団体名 <small>開示時は団体名だけを記載する。</small> | 所在地等 <small>敬称略</small> | 連絡先 |
|-----|---------------------------------------|-----------------------------|------------------|
| 1 | 静岡市動物指導センター | 静岡市葵区産女 953 番地 動物指導第 1 係 | 災害時優先 電話 (携帯) |
| 2 | 静岡市獣医師会 | 静岡市葵区唐瀬 1-10-8 早馬動物病院 | アマチュア 無線 |
| 3 | (一社)静岡県動物保護協会静岡支部 | 静岡市葵区産女 953 番地 管理係 | |
| 4 | (公社)日本愛玩動物協会静岡県支部 | 東京都 (公社)日本愛玩動物協会 | |
| 5 | スポーツ振興課 | 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 管理係 | |
| 6 | 廃棄物処理課 | 静岡市葵区南沼上 1224 番地 管理係 | |